重要

代表認定支援機関の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県信用保証協会　経営支援部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話０５４－２５２－２１３３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県経営改善支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話０５４－２７５－１８８０

静岡県信用保証協会扱いがある場合の対応について

静岡県信用保証協会の保証付き借入金がある場合、経営改善計画について静岡県信用保証協会の同意が必要となります。下記の点をご確認ください。

＜利用申請受理通知書について＞

利用申請決定後、センターから代表認定支援機関宛てに利用申請受理通知書と利用申請書（写）が届きます。代表認定支援機関は、利用申請受理通知書と利用申請書（写）をコピーして①申請者、②静岡県信用保証協会（下記に送付先記載）、③その他認定支援機関（金融機関等）に速やかに郵送してください。

＜経営改善計画合意形成に向けたバンクミーティング等について＞

・バンクミーティングを開催する場合

バンクミーティングの開催日時について案内状を取引金融機関に送付するのとあわせて、静岡県信用保証協会にも、案内状を下記の住所に郵送ください。静岡県信用保証協会は、経営改善計画策定支援事業に伴うバンクミーティングには出席を予定していませんが、必要に応じて参加する場合もあります。参加する場合には、ご連絡します。

・バンクミーティングを開催しない場合

バンクミーティングを開催せず、個別訪問により金融機関に説明を行う場合は、必ず、静岡県信用保証協会に訪問の上、説明をお願いします。

　静岡県信用保証協会　経営支援部企業支援課　４０５事業　担当（電話０５４－２５２－２１３３）に、事前に連絡してください。訪問いただく店（本店、浜松支店、沼津支店のいずれか）を決定し、ご連絡します。

＜経営改善計画書案が作成出来た場合の送付方法＞

経営改善計画書案が作成出来た場合、静岡県信用保証協会経営支援部まで簡易書留にて郵送ください。 (宛先は下記に記載)

同封いただく書類は次の通りです。

1. 経営改善計画書案
2. 利用申請書　別紙１　　　　　　（写）
3. 利用申請受理通知書（兼委嘱状）　(写)

※同意書用紙は静岡県信用保証協会で用意しますので、同封は不要です。

郵便の宛先　　〒４２０－８７１０

静岡県静岡市葵区追手町５番４号　アーバンネット静岡追手町ビル７階

静岡県信用保証協会　経営支援部　企業支援課　　電話０５４－２５２－２１３３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成３０年４月２日現在）